

○筑波大学大学院長期履修学生に関する法人細則

平成18年1月26日
法人細則第1号

改正 平成23年法人細則第33号

筑波大学大学院長期履修学生に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修（大学院学則第5条の3第1項に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者（最終年次の者を除く。）とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他相当の事由があると認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、別に定める期日までに、当該博士課程の研究科長に対し、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 長期履修計画書
- (3) 長期履修が必要であることを証明する書類
- (4) その他当該博士課程の研究科長が必要と認める書類

2 前項第1号、第2号及び第4号の様式は、別に定める。

(長期履修の許可)

第4条 長期履修は、当該博士課程の研究科の研究科運営委員会の議（以下「運営委員会の議」という。）を経て、研究科長が、許可するものとする。

2 長期履修を許可するに当たっては、年度単位で許可するものとし、別に定める長期履修許可書を交付するものとする。

(長期履修の期間の変更)

第5条 長期履修学生が、許可された長期履修の期間を変更する必要があるときは、別に定める長期履修計画変更願を提出し、運営委員会の議を経て、研究科長が許可するものとする。

(長期履修の許可の取消し)

第6条 長期履修学生が学生としての本分に反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、研究科長は、運営委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料)

第7条 長期履修学生の授業料の額は、授業料の額が改定されたとき又は長期履修の期間の変更が許可されたときは、その都度、再計算するものとする。

(雑則)

第8条 この法人細則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則（平23.9.29法人細則33号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。